（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条　改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十五条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　［略］

二　基礎年金番号（個人番号を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）及び年金コード

三～六　［略］

２～４　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条　［同上］

一　［同上］

二　基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）及び年金コード

三～六　［同上］

２～４　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百七十七号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（訂正の請求） **第十一条の三**　（略） ２　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　第二項請求者にあつては、次の各号に掲げるいずれかの書類 イ　（略） ロ　イの場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類 (1)　死亡した保険給付の受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であつた者と第二項請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。） (2)・(3)　（略）	（訂正の請求） **第十一条の三**　（略） ２　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　第二項請求者にあつては、次の各号に掲げるいずれかの書類 イ　（略） ロ　イの場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類 (1)　死亡した保険給付の受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であつた者と第二項請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本 (2)・(3)　（略）